

## 延岡市設計等委託業務成績評定要領

### (目的)

第1条 この要領は、設計等委託業務における検査の成績評定（以下「業務評定」という。）について必要な事項を定め、厳正かつ的確な業務評定の実施を図り、良質な委託業務の履行の確保、受託者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

### (業務評定の対象)

第2条 この要領において業務評定の対象となる設計等委託業務（以下「業務」という。）は、次に掲げる業務であって当初設計金額が50万円を超えるものとする。

- (1) 測量（測量法第3条に規程する測量をいう。）
- (2) 建設コンサルタント業務（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第19条第3号に規程する建設コンサルタント業務をいう。）
- (3) 地質調査業務（地質調査業者登録規程第2条第1項に規程する地質調査業の業務をいう。）
- (4) 補償コンサルタント業務（補償コンサルタント登録規程第2条第1項に規程する補償コンサルタント業務をいう。）
- (5) 不動産鑑定業務（不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第2条第2項に規程する不動産鑑定業の業務をいう。）

### (評定者)

第3条 業務評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に定めるものとする。

- (1) 延岡市契約規則（平成12年規則第16号）（以下「規則」という。）第32条の規程により業務の監督を行う職員のうち土木設計業務等委託契約書第9条に規程する調査を行うもの（以下「調査職員」という。）
- (2) 業務を担当する課室（以下「業務担当課室」という。）の係長（前号の調査職員が所属する係の係長の職にある者をいう。以下「担当係長」という。）
- (3) 設計等委託業務の完工検査を命じられた検査員（規則第33条第2項に規程する検査員をいう。）

### (業務評定の方法)

第4条 業務評定は、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

- 2 業務評定は、別に定める評定基準に基づき行うものとする。
- 3 業務評定の結果は、設計等委託業務成績評定表（様式第1号）（以下「評定表」という。）に記録するものとする。

### (評定の時期)

第5条 調査職員及び担当係長にあつては業務が完了したときに、検査員にあつては検査を実施したときに、それぞれ業務評定を行うものとする。

### (評定表の提出)

第6条 評定者は、業務評定を行ったときは、遅滞なく、契約管理課長に評定表を提出す

るものとする。

(総合評定点の算定)

第7条 評定表の総合評定点は、第3条に規程する評定者が、評定表の評定項目ごとに採点した数値（以下「評定点」という。）をもとに算定するものとする。ただし、手直しによる再検査についての再度の算定は行わない。

(総合評定点の通知)

第8条 評定表の総合評定点は、業務完成検査書、設計等委託業務成績評定通知書（様式第2号）及び項目別評定点（様式第3号）により、受託者に通知するものとする。

(業務評定の修正)

第8条の2 業務担当課室の長は、前条の通知をした後に必要があると認める場合は、当該業務評定を修正するものとする。

2 前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を設計等委託業務成績評定通知書により当該業務の受託者に通知するものとする。

(評定結果の活用)

第9条 この要領により行った業務評定の結果は、次に掲げる場合に活用するものとする。

- (1) 当該業務における助言を行うとき。
- (2) 競争入札参加資格審査を行うとき。
- (3) 指名競争入札参加者の選定又は随意契約の相手方の選定を行うとき。

(説明請求)

第10条 総合評定点の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に書面により、業務担当課室の長に対して設計等委託業務成績評定に係る説明要求書（様式第4号）により、業務評定の内容について説明を求めることができる。

2 業務担当課室の長は、前項による説明を求められた場合、説明を求められる最終日の翌日から起算して10日以内に、設計等委託業務成績評定に係る説明書（様式第5号）により、受託者に回答するものとする。ただし、業務担当課室の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、回答までの期間を30日まで延長することができる。

3 前項に規程する延長を行った場合は、設計等委託業務成績評定に係る説明回答期間延長通知書（様式第6号）により、受託者に対し通知しなければならない。

4 業務担当課室の長は、第8条の2第2項の通知及び第2項の回答を行う場合は、事前に契約管理課長に協議するものとする。

附 則

この要領は、平成24年7月1日から施行し、平成24年4月1日以降に契約を締結し、施行日以降に完了検査を行う業務から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。